

# 平成31年4月から安城幼稚園、さくの幼稚園は幼保連携型認定こども園になります 資料3

認定こども園とは、保護者の就労の有無や、子どもが過ごす時間に関係なく、就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

**保護者の選択肢が拡大し、  
保育サービスが拡充します**

◎幼稚園、保育園、認定こども園に入園するには認定を受ける必要があります。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性・要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上～小学校就学前	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上～小学校就学前	あり（保護者の就労・疾病等）	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり（保護者の就労・疾病等）	保育園・認定こども園

◆対象園

安城幼稚園、さくの幼稚園

◆幼保連携型認定こども園の運営概要及び内容の比較（案）

	幼稚園（現行）	幼保連携型こども園（移行後案）
名称	安城・さくの 幼稚園	安城・さくの こども園
対象児	1号認定の子ども	1・2号認定の子ども ★3号認定は受け入れません
クラス編成	年齢ごとにクラス編成	年齢ごとに1号認定・2号認定の子どもでの混合クラス編成
休業日	土・日・祝日 年末年始（12/29～1/3） 夏休み（7/21～8/31） 冬休み（12/24～1/6） 春休み（3/25～4月入園式まで）	1号認定の子どもは幼稚園の現行と同じ  2号認定の子どもは保育園の現行と同じ
開園時間	午前8：30～午後4：30	午前7：15～午後7：00
保育時間	<通常保育> 午前8：30～午後2：30  <預かり保育> 午後2：30～午後4：30  <長期休業預かり保育> 午前8：30～午後4：30	1号認定の子どもは幼稚園の現行と同じ  2号認定の子どもは保育園の現行と同じ
授業料 保育料 ※1	市の条例及び規則で定める額 （0円～8,900円） 〈裏面A表〉	【1号認定の子ども】 新入園児は市の条例及び規則で定める額（0円～14,000円） 〈裏面B表〉 ただし、在園児は卒園まで幼稚園の現行授業料と同じ 【2号認定の子ども】 市の条例及び規則で定める額 〈裏面C表〉
園徴収金	年間3,000円 （教材費他）	0円



※参考

保育園（現行）
錦・作野 保育園
2・3号認定の子ども
年齢ごとを基準にクラス編成
日・祝日 年末年始（12/29～1/3）
午前7：15～午後7：00
<通常保育> 午前8：15～午後4：15  <早朝保育> 午前7：15～午前8：15  <延長保育> 午後4：15～午後7：00
市の条例及び規則で定める額 （0円～50,500円） 〈裏面C表〉
0円

◆幼保連携型認定こども園での生活

	1号認定の子ども	2号認定の子ども
7：15	登園受け入れ	順次登園受け入れ（延長保育あり）
8：30		持ち物準備 ・ 自ら選んでする活動
9：00	各クラスでの活動	
11：30	給食準備 ・ 給食	
13：00	自ら選んでする活動・クラス活動	
14：00	降園準備・帰りの会	
14：30	降園完了	預かり保育
15：00	降園完了	おやつ・自ら選んでする活動
16：30		16:15 降園完了
19：00		延長保育
		降園完了

※夏季長期休業期間は、13：00～14：15まで昼寝

※2号認定の年少児は必要に応じて昼寝



**Q1** 保育の内容や活動は今までと変わりますか  
**A1** 幼稚園、保育園、認定こども園の3歳児以上は同じ内容で行っています。これまでと変わりません。

**Q2** 就業や離職により状況が変わった時はどうなりますか  
**A2** そのまま通園できますが、認定変更が必要ですので手続きをしてください。

**Q3** 夏休みに預かり保育を利用したいのですが、昼食はどうなりますか  
**A3** 給食を提供します。

**Q4** 制服、カバン等の用品はどうなりますか  
**A4** 在園児はそのまま利用します。新入園児は、制服は幼稚園のもので、カバンは保育園のもので揃えていきます。

**Q5** 開園時間が延長されることで、預かり保育時間も延長できるようになりますか  
**A5** 延長できません。

※1 授業料・保育料は、幼児教育・保育の無償化の方針により、平成31年10月に無償化される予定



# 利用者負担額一覧表

## A 表：幼稚園（在園児）

階層区分		利用者負担額(月額)
A	生活保護	0
B	市民税非課税	0
C	所得割非課税	3,000
D1	所得割額 47,600 円以下	5,925
D2	所得割額 52,600 円以下	7,400
D3	所得割額 52,601 円以上	8,900

## B 表：幼稚園/認定こども園（1号認定：新入園児）

階層区分		利用者負担額(月額)
A	生活保護	0
B	市民税非課税	0
C	所得割非課税	1,200
D1	所得割額 77,100 円以下	6,600
D2	所得割額 211,200 円以下	12,000
D3	所得割額 211,201 円以上	14,000

## C 表：保育園/認定こども園（2号・3号認定）

階層区分		利用者負担額(月額)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税	1,600	1,600	1,400	1,400	1,400	1,400
C	所得割額 48,600 円未満	8,500	11,000	6,300	8,800	6,300	8,800
D1	所得割額 61,000 円未満	11,500	14,000	9,900	12,400	9,900	12,400
D2	所得割額 72,000 円未満	13,800	16,300	11,600	14,100	11,600	14,100
D3	所得割額 109,000 円未満	21,000	23,500	18,400	20,900	17,000	19,500
D4	所得割額 141,000 円未満	28,400	30,900	21,600	24,100	18,500	21,000
D5	所得割額 169,000 円未満	37,400	39,900	22,100	24,600	18,800	21,300
D6	所得割額 201,000 円未満	44,600	47,100	22,500	25,000	19,000	21,500
D7	所得割額 341,000 円未満	46,500	49,000	22,900	25,400	19,400	21,900
D8	所得割額 341,000 円以上	48,000	50,500	24,400	26,900	20,900	23,400

※保育料は保育年齢（4月1日時点での年齢）で決定します。